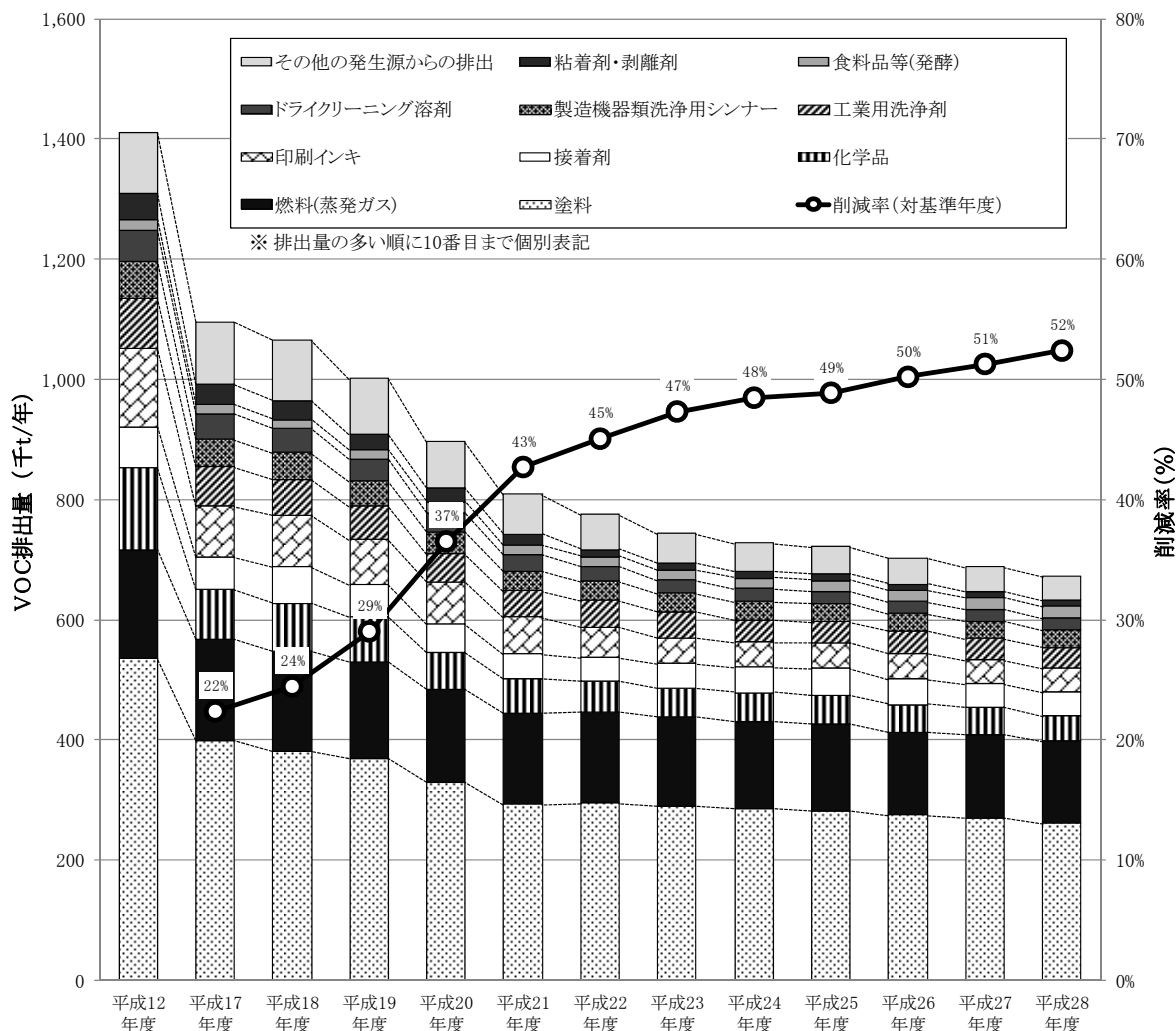


平成 30 年度の検討事項と基本方針(案)

1 VOC 排出インベントリに係る検討の経緯

平成 18 年 3 月の中央環境審議会 大気環境部会報告「揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組のあり方について」において、「VOC 排出抑制対策の進捗状況を把握するため、(中略) VOC 排出インベントリの整備・更新を行う必要がある」とされた。

それを受け、環境省では平成 18 年度に揮発性有機化合物(VOC)排出インベントリ検討会を設置し、年度ごとの VOC 排出量を「排出インベントリ」として作成してきた。これまでに作成された VOC 排出インベントリは、基準年度とされた平成 12 年度に加え、平成 17 年度から 28 年度までの 13 年分となっている(図 1)。



注:平成 27 年度までの VOC 排出量は、推計方法の変更により一部の発生源品目で排出量を遡及修正しているため、過去に公表された報告書の数値と異なる場合がある。

図 1 VOC 排出インベントリにおける VOC 排出量及び削減率の推移

一方、浮遊粒子状物質(SPM)は、自動車等の排ガス規制の効果も相まって改善傾向にあるが、光化学オキシダント(Ox)は、VOC 排出抑制制度等に基づき前駆物質である VOC の排出削減が進められたことによって、評価指標によっては改善の可能性が示唆されたものの、環境基準の達成率は依然として低い水準にある(平成 28 年度は一般局で 0.1 %、自排局で 0 %)。また、Ox については、大陸からの越境汚染や植物起源 VOC の影響等の新たな課題があり、未だその発生源寄与の解明が不十分である。

このような結果を踏まえ、平成 24 年 12 月に中央環境審議会から答申「今後の揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策の在り方について(答申)」が示され、VOC 排出抑制制度の継続が適当であり、排出インベントリの精緻化等を通じて Ox に関する現象解明を十分進めた上で、今後必要な対策等を検討することとされた。また、VOC 排出抑制制度の継続に伴い、引き続き、VOC 排出状況の把握を実施していくことが必要とされた。

【参考】 今後の揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策の在り方について(報告)(H24.12)

3. VOC 抑制制度の在り方

(中略)

平成 22 年度におけるVOC排出量は目標の3割程度削減を上回る4割以上の削減を達成しており、1. に示したとおり、前駆物質としてのVOCの排出抑制による光化学オキシダント及びSPMの抑制効果が示唆されたとの見解もある。

したがって、現状ではVOCの排出抑制について規制を強化する必要性は見当たらない。一方、VOC排出抑制制度を廃止した場合、再び大気環境の悪化を招くおそれがある。

これらのことから、当該附則に基づく制度の見直しについて特段の必要性は認められず、法規制と自主的取組を組み合わせた現行のVOC排出抑制制度は、このまま継続することが適当と考えられる。

(中略)

6. VOC 排出状況等のフォローアップ

3. のとおり、今後も、これまで実施してきた VOC 排出抑制制度を継続することが適当であることから、VOC 排出状況等を把握するため、今後も引き続き、「固定発生源からの VOC 排出量の把握」及び「一般環境における VOC を構成する各成分の濃度の測定」を実施する必要がある。

他方、VOC は $PM_{2.5}$ の原因物質となることが指摘されており、光化学オキシダントと共通する課題も多いことから、平成 27 年3月に中環審大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会がとりまとめた「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間とりまとめ)」(以下「 $PM_{2.5}$ 中間とりまとめ」という。)において、VOC 排出抑制に関する課題が示された。

さらに、平成 30 年 3 月に開催された「微小粒子状物質等専門委員会(第8回)」において、VOC 排出インベントリに関する今後の検討・実施予定が示され、発生源の拡充、推計方法の改善を図るとともに、物質別排出量の推計に引き続き取り組むこととされた。

【参考】 微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間とりまとめ)(H27.3)

2. 2 各発生源に対するこれまでの取組と国内における対策の在り方

(1) 固定発生源

エ. VOC

(中略)

(中長期的課題)

$PM_{2.5}$ 及びオキシダント生成能の高い VOC をそれぞれ明らかにすること、植物起源 VOC の排出量の実態把握を進めること等により、VOC の排出削減による $PM_{2.5}$ 及び光化学オキシダントの低減効果の定量的な予測精度の向上を図り、その結果を踏まえた VOC 排出抑制策の検討を中長期的に進めるべきである。

このように、VOC 排出インベントリはより専門的な内容を検討することが求められるようになったため、平成 29 年度はインベントリ検討 WG を設置し、以下の事項を中心に検討を実施した。

<参考:平成 29 年度のインベントリ検討 WG における検討事項>

- インベントリ検討 WG における検討事項について
- VOC 排出インベントリの情報提供について
- VOC 排出インベントリの見直しについて
 - ⇒ 推計に使用する基礎データの更新について
 - ⇒ 都道府県への配分方法について
 - ⇒ 経年変化傾向の解析等による推計精度の検証について
 - ⇒ 推計対象とする VOC 排出源の再検討について

2 目的

前記した経緯を踏まえ、本検討会は VOC 排出インベントリにおいて対象とする発生源の見直しや推計精度向上に係る検討を実施するとともに、平成 12、17～29 年度までのインベントリを作成することを目的とする。

3 平成 30 年度検討会における検討事項

平成 30 年度は(1)～(3)に示す項目を優先的に検討することとしたい。また、これらの検討事項については、インベントリ検討WGにおいて詳細な検討を実施した後、第2回検討会でご議論いただきたい。

(1) 推計対象とする発生源の見直し (詳細は資料2)

VOC 排出インベントリは、国内の統計等を用いた試算結果や諸外国のインベントリ等から排出量が多いとされた固定発生源のうち、大気汚染防止法に基づく VOC 排出抑制対策(規制、自主的取組、国民の努力)を講じることが可能な発生源であり、かつ、信頼性の高いデータが得られる発生源(発生源品目)を推計対象としてきた。

他方、背景に記載したとおり、今後は O_x や PM2.5 大気汚染の現象解明のために発生源を拡充することが求められていることから、関連する調査・研究や諸外国のインベントリを参考に発生源の見直しを行う。

(2) 推計精度向上のための検討 (詳細は資料3)

VOC 排出インベントリにおいて、インベントリの初期(平成 18 年度)から同じ基礎データを使用し続けている(出典の古い基礎データを使用している)発生源品目、及び国内の知見が得られなかったため、海外の知見を使用している発生源品目を対象として、関連する業界団体へのヒアリングや文献調査等により、当該データを使用し続けることの妥当性や更新案、今後の対応方針等を検討する。

その他、過年度と同様に個別の発生源品目の推計方法や成分不明の排出量低減方法等についても検討する。

(3) VOC 排出インベントリの解析 (詳細は資料4)

VOC 排出インベントリは、基準年である平成 12 年度も含めると 13 年分となっており、個別に経年変化を見ていくと、年変動が大きい発生源品目や業種がある。

今年度は類似した統計との比較解析等を実施し、業種や発生源品目における経年変化が実際の排出状況に即した変動であるかどうかを確認したうえで、推計精度向上のための課題や対応方針を整理する。

4 検討会のスケジュール(案)

本検討会は以下に示すスケジュールで進めることとしたい。

表 1 平成 30 年度検討会の議題(案)

開催回	開催時期	主な議題
第 1 回 (本日)	平成 31 年 1 月 10 日	① 平成 30 年度の検討事項と基本方針について ② 各検討事項の進め方について
第 2 回	平成 31 年 3 月頃	① インベントリ検討 WG における検討結果について ② VOC 排出インベントリについて (平成 29 年度排出量)

表 2 (参考)インベントリ検討 WG の議題(案)

開催回数	開催時期	主な議題
2回程度 (非公開)	平成 31 年 1~3 月頃	① 推計対象とする発生源品目の見直しについて ② 推計精度向上のための検討について ③ VOC 排出インベントリの解析について

インベントリ検討 WG 設置要綱

第1条 (設置)

「平成 30 年度揮発性有機化合物(VOC)排出インベントリ作成等に関する調査業務」を円滑に遂行するため、平成 30 年度揮発性有機化合物(VOC)排出インベントリ検討会(以下、「検討会」という。)の下に、「インベントリ検討 WG」(以下「検討 WG」という。)を設置する。

第2条 (所掌事項)

検討 WG は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) VOC 排出インベントリのまとめ方に関する検討事項
- (2) その他、前号に付随する検討事項

第3条 (組織)

検討 WG は、別表に掲げる委員をもって組織する。

第4条 (委員長)

検討 WG の委員長は、委員の互選により選任する。

第5条 (事務局)

検討 WG の事務局は、株式会社環境計画研究所に置く。

第6条 (運営)

- 1 委員長は検討 WG の座長を務める。
- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 検討 WG は原則非公開で開催する。
- 4 委員長は検討WGの招集等の事務を事務局に代行させることができる。

第7条 (議事概要)

事務局は検討 WG の議事概要を作成し、出席委員全員の承認を得た上で関係者に配布する。

第8条 (報告)

検討 WG の委員長は、必要に応じて検討 WG で検討された結果を、検討会の場で報告しなければならない。

第9条 (任期)

委員の任期は、平成 31 年 3 月 29 日までとする。

第10条 (雑則)

前各条に定めるほか、検討 WG の運営について必要な事項は委員長と事務局が協議の上、別に定める。

(別表)

インベントリ検討 WG 委員名簿

(敬称略;五十音順)

氏名	所属	役職
井上 和也	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門	主任研究員
亀屋 隆志	横浜国立大学 大学院環境情報研究院	准教授
杉俣 哲太郎	東京都環境局 環境改善部計画課	課長代理
田邊 潔	国立研究開発法人 国立環境研究所 環境計測研究センター	フェロー
茶谷 聡	国立研究開発法人 国立環境研究所 環境計測研究センター	主任研究員
他 1名を予定		